

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人（以下「本会」とする）は、特定非営利活動法人里山倶楽部という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府松原市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、里山の保全及び管理、里山についての環境教育、それらの人材養成、里山の循環システムづくりに関する事業などを行い、荒廃しつつある里山に新たな価値を生み出すとともに、人と自然との新しい関係を創出し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行なう。

- (1) 里山に関する保全及び管理事業
- (2) 里山に関する環境教育事業
- (3) 里山の保全管理及び環境教育に関する人材養成事業
- (4) 里山を含む流域及び地域の人、もの、経済の循環システムづくりに関する事業
- (5) 里山に関する再生可能エネルギーの導入、普及、啓発事業
- (6) 里山に関する棚田保全事業及び農業
- (7) 前各号に関する受託事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会には、次の会員を置き、運営会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 運営会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体で、本会の運営に積極的に関与するもの
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3) その他の会員 総会が別に規則で定めた会員

(入 会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、書面または電磁的方法をもって代表理事に入会を申し込むものとする。

2 代表理事は、運営会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の額は、総会が別に規則で定めるものとする。

(退 会)

第9条 会員は、代表理事に退会を申し出ることにより、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、退会したものとみなすことができる。

(1) 死亡、または失踪宣告をうけたとき

(2) 法人または団体が解散したとき

(3) 総会が別に規則で定める一定期間、会費を滞納したとき

(会費等の不返還)

第10条 本会は、すでに納入された会費その他の抛出金品は原則として返還しない。

第3章 役 員

(種 類)

第11条 本会に、次の役員をおく。

(1) 理 事 3名以上

(2) 監 事 1名以上

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会で選任する。

2 監事は、理事または本会の職員を兼ねることはできない。

3 理事の中から、代表理事、副代表理事を理事会で選任する。

(職 務)

第13条 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

2 代表理事は、本会を代表し、代表理事以外の理事は、会の業務について本会を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期及び欠員補充)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(相談役)

第15条 本会に相談役を置くことができる。相談役は、理事会が選任する。

第4章 総 会

(種 別)

第 16 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(構 成)

第 17 条 総会は、運営会員をもって構成する。

(権 能)

第 18 条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 役員の選任、解任、報酬、職務
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 解散
- (7) 解散した場合の残余財産の処分
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開 催)

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めた場合
- (2) 運営会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 監事から招集があった場合

(招 集)

第 20 条 総会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも開会日の 10 日前までに、招集の通知を発信しなければならない。

3 前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、代表理事は 1 ヶ月以内に会議を招集しなければならない。

(議 長)

第 21 条 総会の議長は、出席した運営会員の中から選出する。

(定足数)

第 22 条 総会は、運営会員の過半数が出席した場合に開会する。

(議 決)

第 23 条 総会の議事は、出席した運営会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 24 条 総会に出席しない運営会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、もしくは他の運営会員を代理人として表決権を行使することができる。

2 前項の場合により表決権を行使する運営会員は、第 22 条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、次項を記載した総会の議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名もしくは署名、かつ押印しなければならない。

第5章 理事会

（構成）

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第27条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（運営方法）

第28条 理事会の運営方法は、別に理事会で定める。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第30条 資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決によって定める。

（事業年度）

第31条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

（事業計画及び活動予算）

第32条 本会の事業計画及び活動予算は、理事会で決定する。

（事業報告及び決算）

第33条 本会の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事会が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第34条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した運営会員の過半数の議決を経、

かつ特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 35 条 本会は、次に掲げる場合に解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、運営会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 36 条 本会が解散の際に有する残余財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会において出席した運営会員の過半数の議決を経て選定されたものに寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(公 告)

第 37 条 本会の公告は官報により行なう。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(事務局)

第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(運営会議)

第 39 条 本会の円滑な運営を行なうための機関として、運営会議をおく。

2 運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(委 任)

第 40 条 この定款の実施について必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本会の成立当初の入会金及び会費は、第 8 条にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) 運営会員 入会金免除 会費 3000 円
- (2) 一般会員 入会金免除 会費 3000 円

3 本会の設立当初の役員は、第 12 条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。その任期は第 14 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 6 月 30 日までとする。

代表理事	久門太郎兵衛
副代表理事	大亦義朗
理 事	大塚憲昭 寺川裕子
監 事	山内和敏 太田春彦

4 本会の成立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 32 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 5 本会の成立当初の事業年度は、第 31 条にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 本会の第 9 期および第 10 期の事業年度は、第 31 条にかかわらず、以下のとおりとする。
 - (1) 第 9 期 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
 - (2) 第 10 期 平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

これは現行定款に相違ありません。

特定非営利活動法人里山倶楽部

代表理事 新田 章伸